

# 空家等の解体撤去に対する 経費の一部を助成します。

空き家を解体し、景観に配慮した土地の有効活用によって、陸別町の豊かな景観の形成を進めましょう。 ※ 町内全域の空き家が対象です。

\* 空家等の解体撤去に係る補助金額は次のとおりです。

空家の構造	補助基本額	補助率	補助金額
木造基礎 無（束石）	@35,400円 × 空家延面積(m <sup>2</sup> )	× 50% =	
木造基礎 有（布基礎）	@41,600円 × 空家延面積(m <sup>2</sup> )		
非木造	@47,600円 × 空家延面積(m <sup>2</sup> )		

<補助上限額> 空家1棟につき補助金額の上限額は50万円です。

\* 延床面積 60 m<sup>2</sup>の住宅（木造基礎有）を解体する場合  
 補助基本額 41,600円 × 60 m<sup>2</sup> = 2,496,000円  
 補助率 50% 2,496,000円 × 50% = 1,248,000円  
 → 補助上限額の50万円を超えるため、補助額は50万円となります。

\* 延床面積 28 m<sup>2</sup>の住宅（木造基礎無）を解体する場合  
 補助基本額 35,400円 × 28 m<sup>2</sup> = 991,200円  
 補助率 50% 991,200円 × 50% = 495,600円

◇ 対象物件は、個人が所有する陸別町内の空家（専用住宅または併用住宅で、居住がない、もしくは今後居住がなくなる予定の建物）で、町内事業者が解体を行うものに限ります。

（法人所有の空家や事務所、店舗・倉庫など居住実態が無い物件は補助の対象外です。）

◇ 町外在住の所有者の方も申請が可能です。

◇ 同一年度内での補助金の申請は申請者1人につき、原則1棟とします。

◇ 申請をしてから解体の着手が可能となるまで時間を要する為、お早めにご相談ください。

◇ 申請書の提出期限は、令和8年12月25日（金）までです。